

那珂川町まほろばキャンプ場施設指定管理者募集要項

那珂川町では、那珂川町まほろばキャンプ場施設（以下「施設」という。）をより効果的・効率的に管理運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年那珂川町条例第14号）第2条第1項及び第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

1 施設の設置の目的

地域住民等の余暇活動及び教育的交流、野外教育の場を提供し、観光振興、町の活性化を図る。

2 指定管理の概要

(1) 業務名

まほろばキャンプ場施設指定管理業務

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

※町がキャンプ場施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間中であっても、指定を取り消すことがある。

(3) 管理基準及び業務内容

別紙「まほろばキャンプ場施設指定管理業務に関する仕様書」のとおり。

(4) 指定管理料の上限額（各年度、消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 2,850,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和9年度 2,850,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和10年度 2,850,000円（消費税及び地方消費税含む）

※指定期間中は、災害等の特別な場合を除き増額はしないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

(5) キャンプ場施設の概要

ま ほ ろ ば キ ャ ン プ 場 施 設	管理棟	所在地	那珂川町小川3454番地12外
		構造	木造平屋建
		主な設備	事務室、休憩室、シャワー室、多目的トイレ
	キャンプ場	面積	5,700m ²
		設備	テントサイト9区画、オートサイト8区画
		バーベキューhaus	1棟
		その他の施設	トイレ等
		面積	31,000m ²
	利用時間	午後1時から翌日10時まで。（日帰りバーベキュー利用、 那珂川リバーガーデン利用はこの限りではない）	
	休場日	年末年始（12月28日から翌年1月4日までの期間） 月曜日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律178号） に規定する休日が月曜日にあたるときは翌日）	

3 申請者の資格

申請者は、指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる、栃木県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

なお、次に該当する法人等は申請することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 税金の滞納をしている者
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている者
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としている者
- (5) 那珂川町暴力団排除条例(平成23年那珂川町条例第18号)第2条第1項第1号に規定する暴力団に該当する者

4 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。なお、追加資料の提出を求めるものもある。

※ 様式第1号から様式第3号は、町ホームページの本件に係る記事からダウンロード可

- (1) 指定管理者指定申請書(那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成25年那珂川町規則第11号)様式第1号)
- (2) 定款、寄付行為その他これらに準ずる書類及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 施設の管理の業務に関する事業計画書(那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成25年那珂川町規則第11号)様式第2号)
 - ① 管理及び運営に関する経営方針
 - ・キャンプ場を運営するに当たっての総合的な基本方針
 - ・具体的な運営目標の設定及びその評価方法
 - ・施設の維持管理業務の実施方針
 - ② 管理及び運営に関する業務の実施計画
 - ・運営体制(業務を実施する基本的な勤務体制)
 - ・利用者サービス向上を図るための方策等
- (4) 施設の管理の業務に関する収支予算書(那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成25年那珂川町規則第11号)様式第3号)
※指定管理料の必要額を収入欄に明記すること。
- (5) 直近2事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
- (6) 地方消費税、市・町税の納税証明書(納税義務者でない場合、「未納の税金がないことの証明書」)

5 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施するので、参加を希望する場合は、あらかじめ法人法の名称、代表者名、所在地及び電話番号を電子メール又はFAXで下記の「(3)送信先」に送信し、令和7年12月19日(金)午後5時までに、那珂川町産業振興課商工観光係あて、その旨電話で報告すること。

- (1) 日 時 令和7年12月23日(火)午後2時から1時間程度
- (2) 場 所 まほろばキャンプ場(那須郡那珂川町小川3454番地12)
- (3) 送信先 E-mail : kankou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp
FAX : 0287-92-3801

6 質問事項の受付並びに回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和7年12月23日(火)から令和7年12月25日(木)まで
(開庁日の午前9時から午後5時まで)

- (2) 受付方法 まほろばキャンプ場指定管理者募集に係る質問書に記入の上、**7 (1)**に記載の住所あて持参、又は5 (3)に記載の送信先に電子メール又はFAXで提出すること。
(3) 回答方法 電子メール又はFAXで隨時回答する。

7 申請書の提出方法及び提出期間

- (1) 提出先 〒324-0692
栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地
那珂川町役場 産業振興課 商工観光係
TEL 0287-92-1116 (直通)
(2) 提出期間 令和7年12月16日(火)から令和8年1月14日(水)
(開庁日の午前9時から午後5時まで)
(3) 提出方法 提出場所へ直接持参又は郵送
※郵送の場合、(2)の期間内必着のこと。
(4) 提出部数 正本1部、副本8部
(5) 注意事項
- ① 提出書類はA4縦型横書きを基本として、ページ番号を付すこと。
 - ② 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属するが、町は指定管理者候補者の選定結果の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できる。
 - ③ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。
 - ④ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる内容の変更は原則認めない。
 - ⑤ 申請書提出に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
 - ⑥ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
 - ⑦ 提出された書類は、必要に応じて複写する。
 - ⑧ 提出書類は返還しない。

8 指定管理候補者の選定方法

指定管理候補者の決定は、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査報告を受けて町長が行う。

- (1) 選定委員会の審査方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年那珂川町条例第14号）第4条の選定基準等に基づき、書面審査、プレゼンテーション及び質疑を行う。
- (2) 選定委員会が審査した結果、指定管理候補者として適当な法人等が無いと判断する場合もある。
- (3) 審査の基準
- ① 事業計画書による施設の運営が利用者の平等を確保することができるものであること。
 - ア) 施設の設置目的に合致した理念・運営方針か。
 - イ) 施設の利用に関し、公平性を維持する考え方と方策か。
 - ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られ、指定管理料に反映しているものであること。
 - ア) サービスの向上を実現する具体的な計画か。
 - イ) 利用者増加に向けた具体的な計画か。
 - ウ) 指定管理業務と自主事業の両立は図られるか。
 - エ) 指定管理料、施設の利用料金等は適正か。
 - オ) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組みか。
 - カ) 経費の縮減が利用サービスの低下を招いてないか。
 - ③ 事業計画書に沿った施設の管理業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。

- ア)施設の質を維持又は向上させるものであるか。
 - イ)緊急時の対応等、安全管理に十分配慮しているか。
 - ウ)収支予算書の内容と事業計画書の内容に整合性があり適正であるか。
 - エ)法人等の財務状況は健全であり、業務遂行能力（事務処理能力、知識、経理能力、類似施設の管理実績等）が認められるか。
- ④施設の管理業務に関して知り得た個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置が講じられるものであること。
- ア)個人情報保護についての配慮と必要な措置は明確か。
 - イ)管理体制、人員の配置計画は適正か。

9 無効又は失格

指定管理料の上限額を超える提案は、計画が優れていても審査の対象とならないので十分注意すること。なお、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期間等が守られなかつたとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 募集要項に違反又は著しく逸脱するもの。
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たつて不適当と認められたもの。

10 選定委員会

令和8年1月14日（火）以降に実施予定なので、日時等が決定次第、各申請者あて連絡する。なお、各申請者によるプレゼンテーションについても、併せて連絡する。

11 選定結果の通知

選定委員会の審査報告を受けて町長が決定した選定結果は、各申請者に文書で通知する。

12 指定管理者の決定及び協定の締結

指定管理者は、令和8年3月の那珂川町議会定例会の議決を経て指定する。また、議決後に町と指定管理者の間で協定を締結する。

13 その他

（1）業務の引継ぎについて

指定管理者は指定期間の始期から円滑かつ支障なく、施設の管理運営ができるように、前管理者から引継ぎを受けることとする。

（2）文書の管理保存について

指定管理者は、那珂川町文書取扱規定に準じて、指定管理業務を行うに当たり、作成し又は取得した文書等は、適正に管理・保存することとする。

（3）情報公開について

指定管理者は、那珂川町情報公開条例に基づき、指定管理業務を行うにあたつて作成し又は取得した文書等で、指定管理者が保有しているものについて、情報の開示及び情報提供を行うことがある。

14 問い合わせ先

7 (1) のとおり

令和 年 月 日

まほろばキャンプ場施設指定管理者募集に係る質問書

法人、団体名等 (代表者名)	()
住 所	
電 話	
FAX 又は E-mail	
担当者所属・氏名	
○質問の要旨	
○質問の詳細	
○回答欄	

注) 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

送信先：那珂川町 産業振興課 商工観光係

FAX : 0287-92-3081 E-mail:kankou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp